

第四条第一項ただし書中「任命権者は」の下に、「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日と設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に、「において、」を「において」に改め、同条第二項ただし書中「ただし」の下に、「育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第五条第二項本文中「八日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、八日以上）の週休日」を「八日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては八日以上の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の下に「（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該育児短時間勤務等の内容」を、「八日（」の下に「育児短時間勤務職員等、」を、「で週休日」の下に「（育児短時間勤務職員等）にあっては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日」を加える。

第九条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。  
第九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。  
第十三条中「二十日（」の下に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）  
第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「平成七年三月奈良県条例第二十九号」の下に、「以下「勤務時間条例」という。」を加え、同条第二項中「五日間」の下に「当該第一号任期付研究

員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第百十号）第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従った週休日（勤務時間条例第四條第一項に規定する週休日という。）以外の日」を加え、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、「八時間の勤務時間」の下に「（育児短時間勤務職員等）については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間」を加え、同条第五項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

（知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正）  
第五條 知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成十五年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「職員給与条例」という。（」の下に「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号。以下「育児休業条例」という。）」を加える。  
第四條第一項中「第六條の三まで」の下に「及び育児休業条例第二十四條」を加える。  
（県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）  
第六條 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「二歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務しない場合」の下に「その他管理者が定める事由により勤務しない場合」を加える。  
第二十條中「第六條の二第一項後段及び同条第二項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。  
本則に次の一條を加える。  
（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての適用除外）  
第二十一條 第四條から第六條まで、第六條の三、第七條の二、第十二條の二及び第

十五條の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八條第一項の規定により採用された職員には適用しない。

附則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
- （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置）  
第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第八條の規定は、育児休業をした職員が平成十九年八月一日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- （一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）  
3 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六條の二中「法」を「再任用職員法」に、「又は第二十八條の六第二項の規定により採用された職員」を「に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第三條第二項」を「第三條第三項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）  
4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。  
第十條第二項中「第三條第三項」を「第三條第四項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十四号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。  
別表第二の二の項事務の欄3中「第九條第一項」を「第十一條第一項」に改め、同欄

中3を5とし、同欄2中「第六条第一項（法第九条第二項）」を「第八条第一項（法第十条第二項）」に改め、同欄中2を4とし、1の次に次のように加える。

- 2 法第六条第一項（法第十条第二項）において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請の受理
- 3 法第七条第一項（法第十一条第二項）において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請の受理

別表第二の十八の項事務の欄10中「9」を「11」に改め、同欄中10を12とし、9を11とし、8を9とし、9の次に次のように加える。

- 10 法第四十二条第二項の規定による協議の申出の受理
- 別表第二の十八の項事務の欄中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

- 2 法第三十四条の第二項（法第三十五条の第二第四項）において準用する場合を含む。）の規定による協議の申出の受理
- 2 法第四十三条第三項の規定による協議の申出の受理

附則

この条例中別表第二の二の項の改正規定は平成十九年十月二十日から、同表の十八の項及び十九の項の改正規定は同年十一月三十日から施行する。

奈良県手数料条例及び奈良県公害紛争処理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十五号

奈良県手数料条例及び奈良県公害紛争処理条例の一部を改正する条例

（奈良県手数料条例の一部改正）

第一条 奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二百二十の項の次に次のように加える。

二百二十	温泉土地掘削の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	温泉法第六十一条又は第七十一条の規定に基づく土地の掘削を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	七千四百円	承認申請のとき。
------	--------------------------------	--	-------	----------

別表第一の二百二十一の項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

二百二十	温泉ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受け	温泉法第十一条第二項において準用する同法第六十一条又は第七十一条の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	七千四百円	承認申請のとき。
------	----------------------	---	-------	----------

別表第一の二百二十二の項中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同表の二百二十二の二の項中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項を同表の二百二十二の三の項とし、同表の二百二十一の項の次に次のように加える。

二百二十	温泉利用の許可を受け	温泉法第十六条第一項又は第十七条第一項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	七千四百円	承認申請のとき。
------	------------	---	-------	----------

別表第一の三百七十一の項中「用途地域」の下に「又は用途地域の指定のない区域内」を加え、「又は第十二項ただし書」を「第十二項ただし書又は第十三項ただし書」に改め、同表の三百八十六の項の次に次のように加える。

三百	開発整備促進進区における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る用途に関する制限の適用に関する審査	建築基準法第六十八条の三第七項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る用途に関する審査	二万七千円	認定申請のとき。
----	---	--	-------	----------

別表第一の三百八十七の項の次に次のように加える。

三百	防災街区整備地区計画の区域内における建築物の容積率の特例認定	建築基準法第六十八条の五の二の二の項の規定に基づく建築物の容積率の特例認定に関する審査	二万七千円	認定申請のとき。
----	--------------------------------	---	-------	----------

別表第一の三百八十八の項中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同表の三百八十八の二の項中「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同表の三百八十八の三の項中「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改める。

（奈良県公害紛争処理条例の一部改正）

第二条 奈良県公害紛争処理条例（昭和四十五年九月奈良県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切れ、又は同条第二項の